(定期)

目

毎週火・金曜日発行

8月5日

(金曜日)

備え置いて縦覧に供する。 山口県告示第二百五十一号

(「次の図」は、

省略し、

その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年八月五日

山口県知事

村

畄

嗣 政 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

平成 28 年

県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 保安林指定の解除 (上関町) (森林整備課)....... 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)...... 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 次

岩

国 市

通

津

迫

田

1001

- | 七の|四

_ 号

| 一七の|四

| | 七の|四

四号

五号

九八一の一〇

七号

九八一の一 - 一七の一八六

九九七の九 九九七の九 市

名

大 字

名

字

名

地

番

標

柱

番

号

と九号を結んだ線に囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号

区域の範囲

区域の名称

通津(3)地区

П

山口県告示第二百五十号

Щ

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

平成二十八年八月五日

山口県知事

村 畄

嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

熊毛郡上関町大字室津字瀬戸山一〇一九三の八 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

Ξ

道路用地とするため

山口県告示第二百五十二号

部を次のように改正する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (平成十六年山口県告示第百四十一号) の

平成二十八年八月五日

持国4地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

山口県知事

村

畄 嗣

政

区域の範囲

と七号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号

_								
	"	11	"	"	"	"	岩	市
							国	
							市	名
	"	"	"	"	"	"	大	大
								字
							谷	名
	"	"	"	"	"	"	竹	字
							の	
							内	名
	四三の一	三七の一	三二の二地先	_	四の一	七の一	_ _ _ _	地
								番
	七号	六号	五号	四号	三 号	<u>-</u> 号	_ 号	標
								柱
								番
								号
_								•

(三二七)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

山

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び活動予算書は、平成二十八年九月十五日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課

平成二十八年八月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人アレルギー感染免疫NPOセンター

平平 成成 二十八年八月五日発行二十八年八月五日印刷 発発

行行 人所

ЩЩ \Box_{\Box} 県 知県 事庁

> 主たる事務所の所在地 代 表 者 の 氏 名 宇部市大字広瀬一二七番地の三 久 冨

(三二八)県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

で、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 13 営農区地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたの 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

平成二十八年八月五日

山口県知事

村

岡 嗣 政

県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し 縦覧に供する書類

縦覧の期間

平成二十八年八月八日から同月二十九日まで

縦覧の場所

Ξ

山口県農林水産部農村整備課

_